

正誤表

島根県週休2日工事 試行要領

| 誤 | 正 |
|---|---|
| <p>第2条 定義</p> <p style="text-align: right;">平成30年10月1日 試行</p> <p>(定義) 第2条 「週休2日工事」における「週休2日」とは、対象期間において、週休2日相当（4週6休以上）の現場閉所をすることをいう。 2 「対象期間」とは、工事着手日（現場事務所等の設置、または測量の開始）から工期末の20日前までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 3 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、<u>現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。</u></p> <p>訂正理由 現場事務所だけでなく、会社やその他の場所で当該工事に関する事務作業を行った場合も現場閉所として取り扱わないため。</p> | <p>第2条 定義</p> <p style="text-align: right;">平成30年10月1日 試行</p> <p>(定義) 第2条 「週休2日工事」における「週休2日」とは、対象期間において、週休2日相当（4週6休以上）の現場閉所をすることをいう。 2 「対象期間」とは、工事着手日（現場事務所等の設置、または測量の開始）から工期末の20日前までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 3 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、<u>1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。</u></p> |
| <p>第7条 工事成績評価</p> <p style="text-align: right;">平成30年10月1日 試行</p> <p>(工事成績評価) 第7条 発注者は、対象期間において4週8休以上の週休2日を確保できた場合は、<u>工事成績評価の「Ⅱ. 工程管理 9. その他」</u>において評価するものとする。なお、週休2日を確保できなかった場合において、減点（ペナルティ）は行わないものとする。</p> <p>訂正理由 総括監督員、監督員及び主任監督員はどちらも評価する必要があるが、「工程管理9」は監督員及び主任監督員用の評価項目番号となっており、総括監督員の評価方法について取扱いを明記していなかったため。</p> | <p>第7条 工事成績評価</p> <p style="text-align: right;">平成30年10月1日 試行</p> <p>(工事成績評価) 第7条 発注者は、対象期間において4週8休以上の週休2日を確保できた場合は、<u>総括監督員、監督員及び主任監督員において工事成績評価の「Ⅱ. 工程管理 その他」</u>にて評価するものとする。なお、週休2日を確保できなかった場合において、減点（ペナルティ）は行わないものとする。</p> |

正誤表

島根県週休2日工事 特記仕様書

| 誤 | 正 |
|---|--|
| <p>1 定義</p> <p style="text-align: right;">平成30年10月1日 試行</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 定義</p> <p>(1) 「週休2日工事」における「週休2日」とは、対象期間において、週休2日相当（4週6休以上）の現場閉所をすることをいう。</p> <p>(2) 「対象期間」とは、工事着手日（現場事務所等の設置、または測量の開始）から工期末の20日前までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>(3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、<u>現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。</u></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>訂正理由</p> <p>現場事務所だけでなく、会社やその他の場所で当該工事に関する事務作業を行った場合も現場閉所として取り扱わないため。</p> </div> | <p>1 定義</p> <p style="text-align: right;">平成30年10月1日 試行</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 定義</p> <p>(1) 「週休2日工事」における「週休2日」とは、対象期間において、週休2日相当（4週6休以上）の現場閉所をすることをいう。</p> <p>(2) 「対象期間」とは、工事着手日（現場事務所等の設置、または測量の開始）から工期末の20日前までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>(3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。<u>なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。</u></p> </div> |